



# 妊娠中の社員に 庁舎内の消毒作業 直ちに中止を求めます！

妊娠中の社員に庁舎内の消毒作業を行わせていることについて、分会は母子の命と健康を守るために、新型コロナウイルス感染防止と労働基準法における母性保護規定（第64条の3関係「妊産婦等の危険有害業務の就業制限」）の観点から、車掌区に対して作業の中止を訴えてきました。

車掌区は安全衛生委員会開催概況を掲示し、「アルコール消毒作業は妊婦者への影響はない」と明記しました。

車掌区の発表に、母子の健康を心配する多くの意見が寄せられ、「車掌区は新型コロナウイルスを軽視している」「危機意識が低すぎる」「感染を心配する妊婦への作業指示はハラスメントにあたるのでは」という指摘も寄せられています。

母子の命と健康を守るために、妊娠中の社員への消毒作業指示を直ちにやめるべきです。姿勢を改め、新型コロナウイルス感染防止に最善を尽くすことを車掌区に要請します！